

同意書

習志野市保育所等入所申込にあたっての重要事項となります。
必ずご確認くださいませますようお願いいたします。

保育所等入所申込の確認事項

1 支給認定証について	
①	支給認定申請を行った方の支給認定通知と支給認定証の交付は、支給認定申請が集中し、支給認定の確認事務に時間を要する時期は、申請後30日を超えて通知することがあります。
②	「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定(支給認定)」が決定しても、希望する特定教育・保育施設等の利用希望者が多数の場合、入所できない場合があります。
③	特定教育・保育施設等の継続入所には、2号又は3号の支給認定を受けていることが必要となります。支給認定基準を満たしていることの確認は毎年1回必ず行います。支給認定基準を満たさなくなった場合は、その時点で退所となります。小学校入学までの継続入所を保証するものではありません。
2 入所申込について	
①	申込時の就労状況(勤務先・勤務日数・勤務時間等)が入所後も継続するものとして利用調整を行います。入所内定後や入所した時点で、申込内容が変更となった場合(転職等により就労状況が変更、家族構成、申込をした児童の健康状況等)は、入所内定の取消もしくは退所となることがあります。申込後に、申込内容に変更が生じた場合は、こども保育課まで必ず届出てください。
②	申込手続きに必要な書類(申込時の不足書類や変更のための書類含む)は、必ず指定の様式で提出してください。書類の提出がない場合は、入所に必要な条件(要件)の確認及び優先順位の確認ができないため、利用調整(入所選考)にあたり不利になる場合や、利用調整(入所選考)ができない場合があります。また、書類不備として保留(不承諾)となることがあります。
③	申込手続きに必要な書類(申込時の不足書類や変更のための書類含む)は、申込締切日までにこども保育課に提出してください。申込締切日を過ぎて、こども保育課に届いた書類は翌月以降(4月入所の1次利用調整の場合は2次)の利用調整から反映となります。そのため、申込締切日以降の希望保育施設等の変更はできません。なお、郵送の場合は申込締切日までにこども保育課必着となります。申込締切日以前の消印であったとしても、申込締切日にこども保育課に届いていない場合、利用調整に反映しません。また必要書類の同封漏れや郵送事故による未着について、市は責任を負いません。
④	育児休業取得中などの場合を除き、「就労証明書」の直近3か月間の勤務実績が、契約上の勤務日数・時間数に満たない場合は、契約上の内容では利用調整をしないことがあります。また、自営業者の場合は「就労証明書」の他に実績が確認できる書類の提出が必要のため、提出のない場合は内定又は求職活動中として取り扱うことがあります。
⑤	同居の65歳未満の親族がいる場合、又は習志野市内に別居の65歳未満の祖父母が在住している場合で、その者が児童を保育することができないことを証明する各種証明書の提出がない場合、利用調整において不利となることがあります。 ※平成31(2019)年度の利用調整において、65歳未満とは昭和29年4月2日生まれ以降の方を指します。 申込時点で既に誕生日を迎え、65歳となっている昭和29年4月2日生まれ以降の方についても提出がない場合不利となりますのでご注意ください。
⑥	利用調整における保育の優先度合が同程度となった場合、保護者(父母ともに非課税の場合は同居している祖父母のいずれか税額の高い方)の市民税所得割額がより低い児童を優先することがあります。住民税の未申告により市民税所得割額が確認できない場合や(非)課税証明書の提出が必要な方にも関わらず未提出の場合には、利用調整において不利となることがあります。また、申込書に記載のある住所にて市民税所得割額の確認をするため、住所の記載漏れや記載誤り等により確認ができなかった場合は(非)課税証明書の提出が必要となることもありますのでご注意ください。
⑦	就労証明書等、提出された書類については、その内容について発行元等に問い合わせをする場合があります。また、提出された書類は返却できません。
⑧	児童を安全に保育するため、アレルギーや疾病等は、程度にかかわらず必ず申し出てください。また、アレルギーや疾病内容の確認と保育を実施するにあたり特別な配慮が見込まれる場合には、主治医の意見書や診断書などを提出していただくことがあります。
⑨	入所申込を取り下げの場合は、「入所(転所)申込取下届」をこども保育課へ提出してください。
⑩	お申し込み後、保護者や児童が市外に転出した場合や、提出された書類において保育の要件の確認ができなくなった場合は、入所申込が取り下げられたものとみなし、利用調整を行いません。(本市への転入での申込の場合においては、習志野市に転入後改めて申込がない場合、転入が確認できた時点で取り下げたものとみなします。)
⑪	小規模保育施設等、2歳児までの施設に入所した場合、3歳児に進級にあたり、進級先施設以外への転所は保障されていません。また、複数園、進級先が設定されている施設の場合、必ずしも希望する施設に行けるわけではありません。
⑫	私立の認可保育施設では保育料や制服代等の学用品費の他に、上乗せ徴収として別途費用がかかる園があります。費用は各園にて異なりますので、必ず各園に事前にご確認ください。なお、入所内定後に、保育料の他に上乗せ徴収があることを知らなかったという理由であっても、他の園への優先転所等はできません。
3 入所保留(不承諾)の場合	
①	入所保留(不承諾)の場合、申込は平成31(2019)年度内有効となります。なお、利用調整(入所選考)は毎月実施します。2020年4月以降の入所希望は別途必要となりますのでご注意ください。

裏面もご確認ください。

保育所等入所申込の確認事項

4	入所承諾(内定)の場合
①	入所承諾(内定)後は、入所承諾(内定)施設で行われる入所説明会に参加することが必要となります。参加しない場合は入所承諾が取り消しとなります。また、入所内定後入所意志の確認が取れない場合も入所承諾(内定)を取り消す場合があります。
②	入所承諾となった場合、入所月中に利用開始することが必要です。いかなる理由であっても、入所決定月中に利用開始ができない場合は入所承諾(内定)を取り消します。 入所日は4か月未満児を除き、各月1日からとなります。また、4か月未満児以外で実際の利用開始日が各月1日以降となった場合も、一箇月分の保育料をお支払いいただきます。(日割り計算等はいたしません。)
③	入所承諾(内定)を辞退した場合、年度内の次回以降の利用調整において、基準点数表上で同点となった場合、 入所承諾(内定)を辞退した施設に限り 、不利になります。また、辞退した月の不承諾通知書の発行はできません。
5	育児休業から復帰にともなう申込の場合
①	育児休業取得中に入所が決定した場合、入所決定月の翌月10日までの「復職」が入所条件となります。職場との事前の調整をお願いいたします。また、復職後は速やかに、就労証明書をこども保育課又は入所施設へ提出してください。提出が無い場合、退所となることがあります。復帰にあたり、部署異動、派遣先の変更はかまいません。 なお、転職(派遣元の変更を含む)は復帰にあたらぬ為、入所内定取消または退所となる場合があります。
②	「育児休業から復帰する保護者が保育」している場合の加点対象期間は、就労証明書に記載された育児休業の延長可能日が属する月の翌月分利用調整まで対象となります。 ※なお、育児休業の加点期間が終了した方について、こども保育課から個別にはお知らせしません。
6	その他
①	習志野市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定審査、利用者負担額の決定及び利用調整(入所選考)に必要な住民基本台帳に基づく情報・旧外国人登録・課税賦課・生活保護受給の有無・児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給状況・各種障害者手帳の取得状況の確認をすること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額や世帯の住民記録情報について、利用する特定教育・保育施設等に対し、提供します。
②	保育所等入所申込にあたり提出された書類及び、児童の健康状況、就労状況、家庭状況等の情報について、入所承諾(内定)となった特定教育・保育施設等に対し、提供します。

習志野市こども部長あて

保育所等入所申込にあたり、上記の内容について同意します。

※同居している全ての方の同意が必要となります。ただし、未成年者で収入がない方については、同意の必要はありません。

_____年 _____月 _____日

保護者(父)氏名 _____ 印 _____ 住所 千葉県習志野市 _____

保護者(母)氏名 _____ 印 _____ 住所 千葉県習志野市 _____

続柄()氏名 _____ 印 _____ 住所 千葉県習志野市 _____

続柄()氏名 _____ 印 _____ 住所 千葉県習志野市 _____

続柄()氏名 _____ 印 _____ 住所 千葉県習志野市 _____

続柄()氏名 _____ 印 _____ 住所 千葉県習志野市 _____

続柄()氏名 _____ 印 _____ 住所 千葉県習志野市 _____

※記入欄が不足する場合は別途任意の用紙に署名してください。

児童氏名 _____
(入所を希望する全員の氏名)